

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例（例）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、○○町（村）議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町（村）政の課題及び町（村）民の意思を把握し、町（村）政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費の交付対象は、会派（所属議員が一人の場合を含む。）及び議員の職にある者とする。

（会派に係る政務活動費の額）

第4条 会派に係る政務活動費の額は、月額〇〇円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。
- 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。
- 4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことのできない。

（議員に係る政務活動費の額）

第5条 議員に係る政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額〇〇円とする。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議

会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、別に定める様式により毎年度4月○日までに町(村)長に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに町(村)長に通知しなければならない。

(政務活動費の交付申請)

第8条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、別に定める様式により毎年度○月○日までに政務活動費交付申請書を町(村)長に提出しなければならない。

2 年度の途中から政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、別に定める様式により交付を受けようとする月の○日までに政務活動費交付申請書を町(村)長に提出しなければならない。

3 会派の代表者及び議員は、前二項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式により政務活動費変更交付申請書を町(村)長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第9条 町(村)長は、前条の規定による交付申請があつた場合、政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

四半期交付の場合

(政務活動費の請求及び交付)

第10条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、別に定める様式により毎四半期の最初の月の〇日（その日が町（村）の休日に当たるときはその翌日）までに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 町（村）長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（線上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。

5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

毎月交付の場合

(政務活動費の請求及び交付)

第10条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、別に定める様式により毎月〇日（その日が町（村）の休日に当たるときはその翌日）までに当該月分の政務活動費を請求するものとする。

2 町（村）長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第11条 会派の代表者及び議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により領収証その他

支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて消滅した日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第13条 会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、会派及び議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、町（村）長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を会派及び議員に命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第14条 第11条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。
 - (1) 町（村）内に住所を有する者
 - (2) 町（村）内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

※ 情報公開条例で「何人」にも公開請求を認めている場合は、規定の整合性を図ること。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関する必要な事項は、議長の定めるところによる。

【改正の場合】

附 則

- 1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この条例による改正前の〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

【新規制定の場合】

附 則

- 1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例（平成〇〇年条例第〇号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附則の参考例《政務活動費の交付に関する条例（例）の適用の例外規定》

【改正の場合】

附 則

- 1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この条例による改正後の〇〇町（村）議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

【新規制定の場合】

附 則

- 1 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例（平成〇〇年条例第〇号）は、廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の〇〇町（村）議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

※「政務調査費の交付に関する条例」から「政務活動費の交付に関する条例」に移行するにあたり、政務調査費にかかる「収支報告書の提出等」についての根拠条文が無くなるため、各附則において「なお従前の例による。」を基本とした。

また、改正法が平成25年3月1日に施行される予定であることから、24年度分については、3月分のみが政務活動費となり、事務手続きが煩雑となることが予想される。政務調査費から政務活動費への移行は、経費の対象範囲を明確化したものであるという認識も踏まえ、経過措置の参考規定として、「政務活動費の交付に関する条例」の適用は、改正法施行日以後に交付された政務活動費からとする条例適用の例外規定を示している。

別表第1（第2条関係）

「会派に交付する政務活動に要する経費」

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う町（村）の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

「議員に交付する政務活動に要する経費」

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う町（村）の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するためには要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記

(第11条第1項、第2項関係)

年 月 日

○○町（村）議会議長

殿

会派名

代表者名

印

○○年度政務活動費に係る収支報告について

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項
(第2項)に基づき、別紙のとおり○○年度政務活動費収支報告書
を提出します。

〇〇年度政務活動費收支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報・広聴費		
要請陳情等 活 動 費		
〇〇〇費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(第11条第1項、第3項関係)

年 月 日

○○町（村）議會議長

殿

氏名 印

○○年度政務活動費に係る収支報告について

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項
(第3項)に基づき、別紙のとおり○○年度政務活動費収支報告書
を提出します。

〇〇年度政務活動費收支報告書

氏 名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報・広聴費		
要請陳情等 活 動 費		
〇〇〇費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する規程（例）

（趣旨）

第1条 この規程は、○○町（村）政務活動費の交付に関する条例（平成〇〇年〇〇町（村）条例第〇〇号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に關し必要な細則を定めるものとする。

（会派結成届等）

第2条 条例第6条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

（会派及び議員の通知）

第3条 条例第7条第1項及び第2項に定める様式は、別記様式第4号によるものとする。

（政務活動費の交付申請書）

第4条 条例8条第1項、第2項及び第3項に定める様式は、別記様式第5号、第6号、第7号及び第8号によるものとする。

（政務活動費の交付決定）

第5条 条例9条に定める様式は、別記様式第9号、第10号によるものとする。

（政務活動費の請求）

第6条 条例第10条第1項に定める様式は、別記様式第11号及び第12号によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第7条 議長は、条例第11条第1項、第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第13号により町（村）長に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から

起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第9条 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

【新規制定の場合】

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

○○町（村）議会議長

殿

会派名

代表者

印

会派結成届

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

○○町（村）議會議長

殿

会派名
代表者

印

会派異動届

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者 者の氏名		
所属議員数	人	人
異動のあった所属議員 員氏名	(新たに所属した議員 氏名)	(所属議員でなくなつ た議員氏名)

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

○○町（村）議会議長

殿

会派名
代表者

印

会派解散届

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

○○町（村）議会議長

氏名

印

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項
(第2項)の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会
派及び議員について下記のとおり通知します。

記

(1) 会派について

別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。

(2) 議員について

別紙議員名簿のとおり。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

会派名
代表者

印

○○年度政務活動費交付申請書

○○町（村）議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第1項
(第2項)の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分 (所属議員数 名)

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

氏名 印

○○年度政務活動費交付申請書

○○町（村）議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第1項
(第2項)の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 金 円

但し、 年 月分～ 年 月分

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

会派名
代表者

印

○○年度政務活動費変更交付申請書

○○町（村）議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり変更申請いたします。

記

変更内容

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

氏名 印

○○年度政務活動費変更交付申請書

○○町（村）議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり変更申請いたします。

記

変更内容

様式第9号（第5条関係）

年 月 日

会派名

代表者 殿

○○町（村）長 印

○○年度政務活動費交付決定通知書

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、
下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知します。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分
(年 月分)

様式第10号（第5条関係）

年 月 日

○○町（村）議會議員

殿

○○町（村）長 印

○○年度政務活動費交付決定通知書

○○町（村）議會政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、
下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知します。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分
(年 月分)

様式第11号（第6条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

会派名
代表者

印

○○年度政務活動費請求書

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分 (所属議員数 名)
(年 月分 (所属議員数 名))

2 所属議員氏名 別添名簿のとおり

様式第12号（第6条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

氏名 印

○○年度政務活動費請求書

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分
(年 月分)

様式第13号（第7条関係）

年 月 日

○○町（村）長

殿

○○町（村）議会議長

氏名

印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

○○町（村）議会政務活動費の交付に関する規程第7条の規定により、
○○年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。